

第8章 実施機関との情報交換・連絡調整

第1節 情報共有化システムの提供

被用者年金制度一元化により、公務員及び私学教職員も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一され、各実施機関が管理する被保険者記録及び受給権者記録については、一元化後も各実施機関が当該被保険者記録種別ごと（地方公務員であれば、地方公務員共済組合員である期間）に管理することとされた。

また、各実施機関は、厚年法に基づく年金の受給権が発生した者に対し、いずれの実施機関の窓口でも受給権者記録に関する相談・照会に応じることや、厚年法に基づく年金の請求書等を受け付けることができるサービス、いわゆるワンストップサービスを行うこととなった。

さらに、各実施機関は、2つ以上の種別の被保険者期間を有する者に対しては、他の実施機関の被保険者記録を合算した受給要件審査や年金額の按分等を行った上で年金決定を行うこととなるため、各実施機関間でそれぞれが管理する年金記録等の情報の提供を行うこととなった。

そのため、各実施機関が管理する年金記録の情報を各実施機関間において共有する必要があることから、連合会は情報共有化システムを構築し、平成27年10月から各共済組合が利用している。

この情報共有化のためのシステムは、年金相談などその応答を即時化しなければならない情報を通信回線によるオンライン方式で行う情報連携システム及び年金の決定などに必要となる情報をファイル転送によるバッチ方式で行う情報交換システムの2つのシステムで構成されている。

情報連携システムでは、他の実施機関からインデックスファイル管理システム経由による照会に対する回答及び各共済組合の回答データの取込み、他の実施機関へのインデックスファイル管理システム経由による照会等を行うことや、年金給付の手続きに関する届書や添付書類を他の実施機関へ電子化画像（PDFファイル）で展開し、また、手続きの進捗状況に関する照会に対応するためのステータス管理を行うことができる。

情報交換システムでは、各共済組合からのデータを統合して、他の実施機関へ提供したり、他の実施機関から提供されたデータを分割して、各共済組合に提供することができる。